

契約関係書類・請求書等の押印省略に関するQ&A

| 番号 | 質問   | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | 押印が省略できる書類は何ですか。                                     | 令和8年4月1日以降に提出する見積、納品、請求書(以下「請求書等」という。)及び契約関係書類等が対象となります。                           |
| 2  | 押印が省略できない書類はありますか。                                   | 入札書、契約書、委任状及びその他法令や契約等による定めがあるものは、押印省略できません。                                       |
| 3  | 押印が省略された書類の真生性の確認については、どのように行われますか。                  | 押印が省略された書類の真生性を担保するため、書類の提出をされた担当者が在籍しているか電話等により確認させていただく場合があります。                  |
| 4  | 電子メール、FAXでの提出は可能ですか。                                 | 押印の有無にかかわらず電子メールによる提出も可能です(納品書を除く)。FAXによる提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れない可能性があることから不可とします。 |
| 5  | 電子メールで提出する場合、送信先はどこにすればよいですか。                        | その取引等を担当する担当部署(係)のメールアドレスに送信ください。不明な場合は、担当者にお尋ねください。また、送信後は必ず担当部署に受信確認を行ってください。    |
| 6  | メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。                          | すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。  |
| 7  | 電子メールに請求書等を添付する代わりに、請求金額を含む請求書等の内容をメール本文に記載してもよいですか。 | 電子メールで提出いただく場合は、必ずPDFファイルで添付してください。メール本文に請求内容等を記載しての提出は不可です。                       |
| 8  | 押印を省略した書類を修正する場合、訂正印で修正できますか。                        | 押印省略した書類については、訂正印による修正は不可となりますので、お手数ですが再度作成をお願いします。                                |
| 9  | 契約関係書類(入札書・辞退届)の押印は省略できますか。                          | 入札(見積)辞退届は、押印省略の対象です。しかし、入札書については、押印省略の対象外ですので、省略できません。                            |
| 10 | 契約書の押印は省略できますか。                                      | 契約書への押印は法律(地方自治法第234条第5項)で定められているため、省略できません。                                       |
| 11 | 押印の省略は必須ですか。<br>押印があっても有効ですか。                        | 必須ではなく、押印省略を可能とするものです。<br>従来通り押印したのも有効です。  |
| 12 | 指名願いに関する書類も押印省略の対象ですか。                               | 指名願いについては、押印省略の対象外となります。   |